



マイナンバー制度が開始されました！

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。法律でマイナンバーの利用が許された手続の場合、勤務先や金融機関等からもマイナンバーの提供を求められることがあります。

○マイナンバーを求められるケースの例


提供を求める方	提供する必要がある方
勤務先	・給与・退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者 など
契約先 (契約先企業等)	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例：士業、外交員等への報酬、原稿料、講演料など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料を支払う法人)	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社など)	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・生命保険契約・損害保険契約又は共済契約をされている方 ・非上場の配当を受け取る株主 など
税務署、ハローワーク、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合など	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例：医療保険の給付の請求、健康保険給付の申請、平成28年分以降の確定申告書など) ※市役所の窓口でマイナンバーを求められる手続の例は、市報12月号をご参照ください。

ポイント

- ・事業者はマイナンバーを法律で定められた手続以外で利用することはできません（顧客管理等には使えません）。
- ・行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることはありません（個人情報是一元管理されません）。
- ・行政機関が把握できる個人情報の種類は今まで通り法令に基づいたものに限られ、何でも把握できるようになるものではありません。

社会保障、税、災害対策の分野の所定の行政手続で本人確認を行います

○窓口等で行う「本人確認」のイメージ（「個人番号カード」か、もしくは「通知カード+免許証等」が必要になります）

マイナンバー（番号）の確認	身元の確認
 <p>うら</p>	 <p>おもて</p>
個人番号カード	
 <p>通知カード</p>	 <p>住民票(番号つき)</p>
または	
 <p>免許証</p>	 <p>パスポート</p>
通知カード、住民票(番号つき)など+免許証・パスポートなど	

- ・平成28年1月より社会保障、税、災害対策の分野の所定の行政手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要になります。
- ・なりすまし防止のため、該当する手続においてマイナンバーを取得させていただく際、新たに、法令に沿った「本人確認」を窓口でもさせていただきます（免許証等顔写真入りの証明書による身元確認、通知カード等によるマイナンバーの確認）。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ・マイナンバーは生涯にわたって使うものです。大切にしてください。

問合せ：IT推進室 番号制度担当 ☎893-4411 内線378・271